

都城市消費生活センターだより VOL. 17

～consumer center news～

暮らしに役立つ情報です。
ちょっと読んでみませんか？



〔特集 1〕 18歳、新成人！新生活で気をつけること

●若い世代に多いトラブル事例～こんな話に気をつけて～

事例① スキマ時間で気軽に稼げる？
簡単なタスクを行って稼げるという副業に注意！

事例② 初めてのひとり暮らし
賃貸アパート退去時のトラブルに気をつけて！

事例③ 引っ越し直後に狙われる…。
訪問販売トラブルに注意！

〔特集 2〕 最近多い消費者トラブル

事例① 強引な訪問買取にご用心！貴金属の買取が目的かも知れません

事例② 電話で勧められる…。海産物の勧誘に気をつけて！

〔特集 3〕 消費生活センターの啓発～一年を振り返って～

【特集 1】 ～18歳、新成人！新生活で気をつけること～



今春から進学・就職で新生活を始める新成人も多いと思いますが、世の中には社会経験が乏しい若年層を狙った消費者トラブルがたくさんあります。成人になると自分のしたことはすべて自己責任です。大人になったという自覚を持ち、不審な話には気をつけましょう。

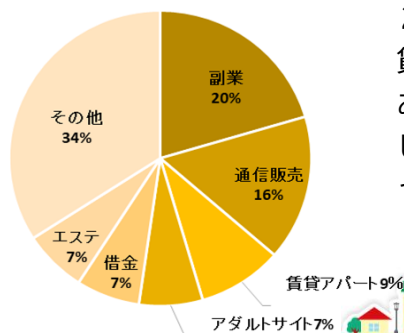
成人になったら自由!?・・・だけど責任や義務が発生します。



成人になると、自分の意思で自由に契約をすることができます。契約とは法律的な約束のことで、双方の意思の合致があれば口約束で成立しますが、一度契約が成立すると取り消すことは難しくなってしまいます。消費生活センターには若い世代からの契約トラブルの相談が多く寄せられています。

消費生活センターに寄せられる若い世代からの相談

若年者層(18～20歳)の相談割合
(都城市消費生活センター 2020年～2025年1月末)



消費生活センターに寄せられる18歳～20歳の相談では副業や通信販売、アパートの賃貸借契約に関するトラブルといったものがあります。契約をするときは十分に内容を理解し、周りの人たちに相談しながら判断しましょう。



若い世代に多いトラブル事例～こんな話に気をつけて～

事例①

スキマ時間で気軽に稼げる？
簡単なタスクを行って稼げるという副業に注意！

SNS で「動画を見るだけで稼げる」という広告を見て副業業者とつながった。指示どおり簡単なタスクをこなし、初めは報酬を得ていたが、そのうちに「もっと稼げるタスクがある」と誘われ、チームで作業することになった。しかし、私のミスでチーム全員に損害が出たとのことで処理費用を請求され、その後も「またミスをした」「出金の為の手数料」など、様々な名目で100万円以上を指定された個人名義口座に振り込んでしまった。



- ・簡単に稼げる、儲かる、ということを強調する広告には気をつけましょう
- ・個人情報大切です。知らない人に安易に教えないようにしましょう
- ・お金を稼ぐはずが、反対にお金の支払を求められたら相談を！

事例②

初めてのひとり暮らし
賃貸アパート退去時のトラブルに気をつけて！

普通に生活し、きれいに使っていた賃貸アパートを退去した後、ハウスクリーニングや、クロス・ふすまの貼り替え費用など、多額の原状回復費用を請求された。



- ・契約書の内容や賃貸住宅の現状を確認しましょう
- ・入居前からある傷や汚れを写真やメモで残しましょう
- ・退去時の清算内容をよく確認しましょう

事例③

引っ越し直後に狙われる・・・
訪問販売トラブルに注意！

引っ越し直後に、突然訪問してきた業者に換気扇フィルターの勧誘をされた。同じアパートの住民は全員契約している、管理会社も関連があるというような説明をされたので納得し契約したが、管理会社に確認するとそんな事実はなく、管理会社とも無関係な業者であることがわかった。



- ・その場ですぐに契約しないようにしましょう
- ・ひとりで決めずに家族や身近な人に相談をしましょう
- ・必要なればきっぱりと断りましょう

トラブルにあわないためにはどうすればいいの？

①お得な情報を提供されて意思決定を急かされていませんか？

「今だけ」「あなただけ」と言われると
気持ちがたかぶり、すぐにでも契約を
したくなるかもしれませんが、まずは
よく考え、誰かに相談しながら慎重に
決めることも大切です。



②自分の将来や恋愛、容姿への不安感につけこまれていませんか？



若い世代の人は社会経験が乏しく、自分自身について不安を抱えている人もいます。そこにつけ込んで不安をあおり、高額な契約を勧誘されることもあります。自分一人で判断するのは危険です。

③有名人や専門家を名乗る人物の肩書だけを見ていませんか？

知名度や信頼感によって儲け話や
商品の購入を迫られることがあり
ますが、うまい話はありません。
甘い言葉には十分注意しましょう。



うまい話は警戒し、すぐに誰かに相談をしましょう！



うまい話、おいしい話はありません。もし少しでも「おかしいな」「不安だな」と思ったときにはすぐに相談をしましょう。消費生活センターでは、消費者問題についての専門的な知識を持つ消費生活相談員が、トラブル解決にむけての助言や情報提供、あっせんを行います。相談員には守秘義務があり秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

【特集 2】 最近多い消費者トラブル

【事例①】

強引な訪問買取にご用心！貴金属の買取が目的かもしれません。

「いらない着物はありますか」と電話があり来訪を承諾。後日業者が来訪し、用意していた着物を見せると「アクセサリーなどはないですか」と言われた。思わず指輪やネックレスなどの貴金属を見せるとお金の明細書を渡され、物品を持ち帰られた。格安で買い取られた上に身内の形見もあったので後悔。



- ・売るつもりのない貴金属はむやみに見せないようにし、売却を求められてもきっぱりと断りましょう。
- ・売却する場合はしっかりと契約書を確認し、相手業者の連絡先などを確認しましょう。

【事例②】

電話で勧められる…。海産物の勧誘に気をつけて！

自宅に海産物を勧める電話があり購入を勧められた。断ったが「売れなくて困っている」と言われ承諾してしまった。数日後送られてきて代引で支払をしたが後悔。返品・返金をしてほしい。



- ・購入をしつこく勧められた、断ったのに送ってきたなどのトラブルがあります。
- ・断ったにも関わらず送ってきた場合は消費生活センターに相談しましょう。

暮らしの中に潜むトラブルはたくさんあります。必要のないものはきっぱりと意思表示をしましょう。また、電話を留守番電話にしたり、通話録音装置を利用したりするなどの対策も有効です。



【特集 3】消費生活センターの啓発～一年を振り返って～



消費者月間のパネル展 @市役所1階 市民サロン



5月は消費者月間です

今年度のテーマ

「デジタル時代に求められる
消費者力とは」

デジタル時代において、安全・安心な生活をする為に
求められる「消費者力」について考えてみませんか？



昭和43年5月、消費者保護基本法（現消費者基本法）が施行され、
20年後の昭和63年より毎年5月が消費者月間となりました。

令和6年5月10日(金)～31日(金)

市民サロンにて消費生活に関するポスターや資料の展示、消費生活に関するアンケート等を行いました。

昭和43年に消費者保護法（現消費者基本法）が施行され、20年後の昭和63年より毎年5月が消費者月間となりました。毎年消費者月間のイベントを企画しておりますので、ぜひご参加ください。

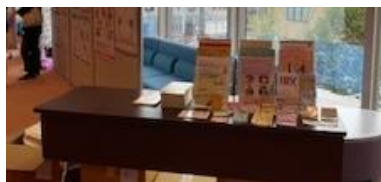


多重債務相談窓口強化キャンペーン @ウエルネス交流プラザ



令和6年11月2日(土)に開催しました。

ウエルネス交流プラザでチラシや啓発グッズの配布、パネル展示などを行い、来場者の方に向けて消費生活センターや多重債務相談窓口の周知を図りました。皆さん、興味深くポスターや啓発資料を観覧していました。





消費生活セミナー FP と学ぶ資産形成と新 NISA @未来創造ステーション



令和6年11月7日(木)に開催しました。
「投資」への関心が高まっている今、詐欺的な投資勧誘の被害も増えています。正しい知識を身につけるためにファイナンシャルプランナーを講師に招き、資産形成の基本について分かりやすく解説していただきました。夜間の開催にも関わらず多数の参加をいただき、ありがとうございました。



消費生活出前講座 賢い消費者を目指しませんか？

消費者トラブルを防ぐには正確な情報収集をすることが大切です。消費生活センターでは暮らしに役立つ情報を発信するため、出前講座を行っています。市内どこでも伺いますので、気軽にお問い合わせください。

高齢者学級や自治会の集まりなどで
ご活用ください。
見守りの方にもオススメです。



児童クラブや学校行事
でもご活用ください



都城市消費生活センター

消費生活センターは暮らしの中の様々なトラブル相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。来訪でのご相談を希望される方は関係書類が必要な場合があるので事前にお電話をください。



電話

○消費生活【相談専用電話 **0986-23-7154**】

電話相談、面接相談（面接の場合は要予約）

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始は除く）

相談時間：9:00～16:00



来訪

○無料法律相談（要予約）

開催日：毎月第4金曜日（13:00～16:00）

<相談にあたっての留意事項>

- ・当窓口は一般消費者から寄せられた契約トラブルなど消費生活全般に関することについてトラブル解決のための助言や情報提供、あっせんを行います。事業者の信用調査・指導・処分などは行っていない。
- ・来訪される前には連絡を下さい。

消費生活出前講座



消費生活に関する無料の出前講座も行っております。
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの際はご活用下さい。講座のお申し込みや内容につきましては**0986-23-2121**までお問合せ下さい。

メールで消費生活相談の予約ができます！

相談予約フォーム

メールで面接相談の予約・変更・キャンセルができます。

※相談を行うものではありません。

また、相談予約フォームからは無料法律相談の予約はできません。

発行月/令和7年3月

